

防災訓練等への職員派遣に関する要綱

制定 令和6年12月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、防災訓練等を通じて、市民が災害発生時の対応方法の習得や防災意識の向上を図ることを目的とし、職員の防災訓練等への派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(派遣することができる防災訓練等)

第2条 職員を派遣することができる防災訓練等は、市内の自主防災組織、学校、事業所その他の団体が実施する防災訓練等で第1条に規定する目的を逸脱しないものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(派遣することができる日時)

第3条 職員を防災訓練等に派遣することができる日は、12月28日から1月4日までを除く日とする。

2 職員を派遣することができる時間は、原則として午前9時30分から日没までとする。

(派遣の申込み)

第4条 職員の派遣を申込み場合は、原則として派遣日の30日前（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日）までに事前予約をした上で、派遣日の14日前（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日）までに防災訓練等実施届に必要事項を記載し、提出するものとする。

2 職員派遣の決定にあたっては、市や各地区防災協議会等で実施する防災訓練等への派遣を優先し、それ以外の申込みにあっては原則として先着順とする。

3 防災訓練等で使用する場所は、申込者が確保するものとする。

(派遣の中止)

第5条 前条の規定により申込みを受付けた場合であっても、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、市長は派遣を中止することができる。

(1) 本市が災害対応業務を行っている場合又はそれを行うことが予測される場合

(2) 天候不良や機器の緊急的な点検等、運行の安全や機器の保全が確保できないと市長が判断した場合

(3) 地震体験車の点検、故障、修理等により、地震体験車の運行ができなくなった場合

(4) 防災訓練等の実施内容の変更により、派遣条件に合わなくなった場合

2 前項の規定により派遣が中止となり、別の日に使用を希望する場合であっても、申込者は改めて申込みをしなければならない。

(地震体験車)

第6条 地震体験車の運転及び操作は職員が行うものとする。

2 地震体験車による震度体験をしようとする者は、職員の指示に従わなければならない。

3 職員は、体調不良の者又は酒気を帯びた者を地震体験させてはならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、職員の派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。